

令和 4 年 度

第 1 回 西条市地域公共交通活性化協議会

(報告・協議事項 資料)

【 報告事項 】

西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について

【 協議事項 】

- (1) 令和 3 年度事業報告・収支決算について
- (2) 令和 4 年度事業計画（案）・収支予算（案）について
- (3) 西条地域デマンド型乗合タクシー運行計画（案）について

(資料)

西条市地域公共交通活性化協議会規約

令和4年度 西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿（案）

令和4年4月1日 現在

法第6条第2項に規定される構成員	役 員	委 員			備考
		機 関 ・ 団 体	役職名	氏 名	
第1号	会 長	西条市	副市長	越智 三義	
		西条市	市民生活部長	曾我部 道昌	
第2号		瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝	
		せとうち周桑バス株式会社	取締役社長	黒田 茂	
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	稲荷 和重	
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	
		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	木下 賢祐	新任
		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	山内 武志	新任
第3号		西条警察署	交通課長	仲岡 禎和	新任
		西条西警察署	交通課長	前 謙次郎	新任
	副会長	西条市連合自治会	会長	難波江 覚	
		西条市老人クラブ連合会	会長	塩出 博	
		西条市連合婦人会	会長	徳永 米子	
		社会福祉法人 西条市社会福祉協議会	会長	木藤 清	
	監 事	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫	
	監 事	周桑商工会	会長	渡部 英志	
		一般社団法人西条市医師会	事務長	稲井 義隆	
		瀬戸内運輸労働組合	書記長	秋川 剛	
		一般社団法人 西条市観光物産協会	副会長	伊藤 和豊	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	菊池 勝二	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	一色 利彦	新任
		愛媛県東予地方局 地域産業振興部	地域政策課長	梶村 典久	
アドバイザー		愛媛大学大学院理工学研究科	准教授	倉内 慎也	
		香川高等専門学校建設環境工学科	教授	宮崎 耕輔	
		松山大学法学部法学科	准教授	甲斐 朋香	

令和3年度 事業報告

令和元年度に策定した西条市地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能な西条市の公共交通体系の構築を図ることを目的に、令和3年度の取り組みとして、以下の事業を実施した。

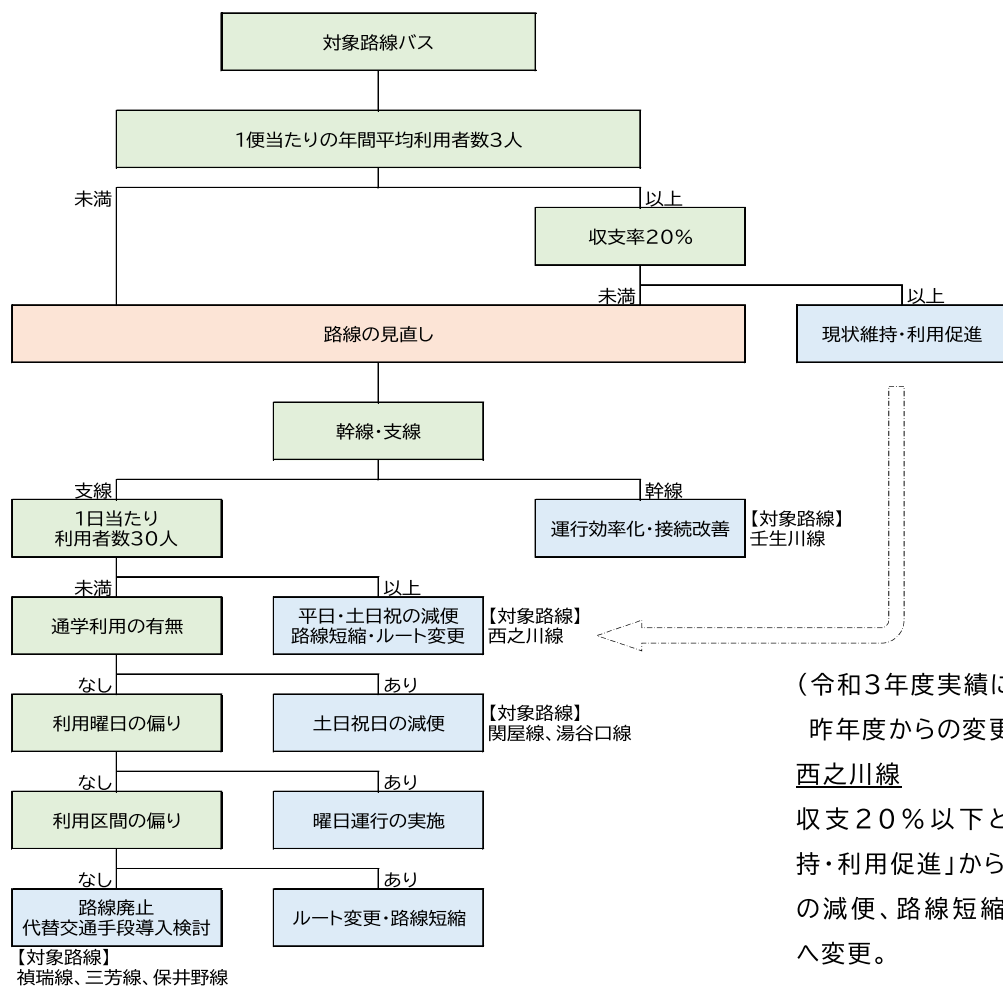
1 西条市地域公共交通再編実施業務

(1) 西条地域デマンド型乗合タクシー導入に向けた運行計画（案）の作成

瀬戸内運輸株式会社が運行する禎瑞線路線廃止（令和4年9月30日予定）にあわせ、路線廃止後の同線の一部代替交通として、また、従来から存在する交通空白地域の解消を目的として、令和4年10月1日のデマンド型乗合タクシーの導入を目指し、禎瑞線廃止により直接影響を受ける地域や、従来からバス路線がなく、新たな移動手段の導入について要望があった地域等の自治会や老人会のほか、バス利用者等に対し、移動手段等に関する聞き取り及びアンケート調査を実施整理し、交通事業者と協議を行い、運行計画（案）の作成を行った。

(2) バス路線の再編

令和2年度に作成した利用者が少なく非効率な路線を再編する際の検討基準となる「バス路線見直しフロー」により路線廃止方針となった保井野線、三芳線、関屋線、湯谷口線の再編案・再編スケジュールについて、バス事業者と協議を行った。



2 加茂地区デマンド型乗合タクシーの運行

加茂地区の住民を対象としたデマンド型乗合タクシーを運行した。

(1) 登録者数（令和4年3月末日現在）

- 登録者数 55人（前年度末比較 △3人）
- 対象地区人口 107人（前年度末比較 △6人）

(2) 運行概要

- 運行事業者 新居地区旅客自動車協同組合
- 運行エリア 加茂地区から西条市街地の主要施設を結ぶ区域
- 運行日 毎週火曜日（藤之石・千町、川来須4回/月、荒川1回/2月）
- 運行ダイヤ（※ 下線は、令和3年9月に新たに追加）

便	（市街地→加茂）	（加茂→市街地）	予約受付締切
	出発時間	出発時間	
1便	<u>7:30</u>	8:30	前日 16:00
2便	14:30	<u>15:30</u>	当日 13:30

- 乗降ポイント（※ 下線は、令和2年8月に新たに追加したポイント）

- ・ 交通機関 JR伊予西条駅、小川バス停、常心バス停
- ・ 公共施設 加茂公民館、西条市役所
- ・ 郵便局 加茂郵便局、西条郵便局
- ・ 商業施設 ときめき水都市本店、ファミリーマート西条加茂川店、フジグラン西条、マックスバリュ西条神拝店
- ・ 医療機関 西条中央病院、済生会西条病院、村上記念病院

(3) 利用実績

のべ利用者数 238人（大人238人、小人0人）

(4) 運行内容の変遷

- ・ 平成28年4月から藤之石、千町、荒川地区を対象に実証運行開始。
- ・ 令和2年9月末日の「加茂線」の路線廃止を受け、令和2年8月から対象区域を加茂地区全域に拡大（川来須地区の追加）。
- ・ 令和3年9月から地域の要望により、既存の運行時間にあわせて逆方向にも乗車可能とした。

図表 加茂地区デマンド型乗合タクシー利用実績（令和3年度）

（単位：回、人）

項 目	1便	2便	合 計
運行予定回数（A）	110	110	220
運行回数（B）	84	64	148
稼働率（B/A）	76.4%	58.2%	67.3%
のべ利用者数（C）	145(0)	93(0)	238(0)
1回当たり利用者数（C/B）	1.7	1.5	1.6

※（）は、内数で小人の利用者数

図表 加茂地区デマンド型乗合タクシー利用実績推移

(単位：回、人)

年度	運行予定回数 (D)	運行回数 (E)	稼働率 (E/D)	のべ利用者数 (F)	1回当たり 利用者数(F/E)
平成28年度	104	75	72.1%	164(0)	2.2
平成29年度	104	52	50.0%	132(0)	2.5
平成30年度	104	65	62.5%	166(0)	2.6
令和元年度	104	61	58.7%	116(0)	1.9
令和2年度	178	103	57.9%	222(0)	2.2
令和3年度	220	148	67.3%	238(0)	1.6

※ ()は、内数で小人の利用者数

(5) 運行経費

図表 加茂地区デマンド型乗合タクシー運行経費推移

(単位：円)

年度	運行費用 (G)	運賃収入 (H)	支払額 (I=G-H)	収支率 (H/G)	1人当たり 助成額(I/F)
平成28年度	585,960	82,000	503,960	14.0%	3,072.9
平成29年度	423,060	66,000	357,060	15.6%	2,705.0
平成30年度	555,120	83,000	472,120	15.0%	2,844.1
令和元年度	479,610	58,000	421,610	12.1%	3,634.6
令和2年度	900,870	111,000	789,870	12.3%	3,558.0
令和3年度	1,178,820	119,000	1,059,820	10.1%	4,453.0

(6) 利用目的

商業施設での乗降者数が最も多く、買物目的の利用が多かった。

図表 加茂地区デマンド型乗合タクシー乗降場所別利用者数推移

(単位：人)

年度	交通機関	公共施設	郵便局	商業施設	医療機関	計
平成28年度	3	21	78	47	15	164
平成29年度	8	19	27	55	23	132
平成30年度	8	12	25	58	63	166
令和元年度	3	8	14	66	25	116
令和2年度	9	21	26	150	16	222
令和3年度	20	19	27	145	27	238

※ 各数値は、「往路（行き）」の降車及び「復路（帰り）」の乗車のべ利用者数の合計

3 丹原地域デマンド型乗合タクシーの運行

丹原地域（旧丹原町）の住民を対象としたデマンド型乗合タクシーの運行を行った。

(1) 登録者数（令和4年3月末日現在）

- 登録者数 162人（前年度末比較 △4人）
- 対象地区人口 11,313人（前年度末比較△200人）

(2) 運行概要

- 運行事業者 有限会社周桑丹原タクシー
- 運行エリア 丹原地域及びその区域から東予地域の一部施設を結ぶ区間
- 運行日 毎週火・水曜日
※ 楠窪及び千原地区は、火曜日と水曜日を週ごとで交互に運行する。（週1回運行）

○ 運行ダイヤ

周桑病院方面行		保井野・楠窪・千原方面行	
終点到着時刻	予約受付締切	起点出発時刻	予約受付締切
8:30	前日 16:00	11:30	当日 10:30
14:30	当日 11:30	16:30	当日 15:30

○ 乗降ポイント

- ・ 交通機関 JR 壬生川駅、湯谷口バス停
- ・ 公共施設 丹原総合支所、丹原体育館、丹原農村環境改善センター、丹原B&G海洋センター、丹原文会館、東予総合支所、東予総合福祉センター、東予体育館、桜樹・田野・徳田・中川公民館
- ・ 郵便局 丹原郵便局
- ・ 商業施設 木村チェーン丹原店、周ちゃん広場、ダイキ周桑店、とうしょく丹原店、フジ東予店、マルナカ東予店
- ・ 医療機関 今井クリニック整形外科、いしづちやまクリニック、加藤整形外科、河野内科、周桑病院、東予歯科、徳永歯科、中川診療所、中村内科胃腸科、平田クリニック、福田医院、やまもと眼科クリニック、渡部病院
- ・ 金融機関 伊予銀行丹原支店、愛媛銀行丹原支店、愛媛信用金庫丹原支店、周桑農協本所

(3) 利用実績

のべ利用者数 119人（大人44人、小人75人）

図表 丹原地域デマンド型乗合タクシー利用実績（令和3年度）

（単位：回、人）

項目	8:30 着	11:30 発	14:30 着	16:30 発	合計
運行予定回数（A）	206	206	206	206	824
運行回数（B）	27	14	1	74	116
稼働率（B/A）	13.1%	6.7%	0.5%	35.9%	14.1%
のべ利用者数（C）	30(0)	14(2)	1(0)	74(73)	119(75)
1回当たり利用者数(C/B)	1.1	1.0	1.0	1.0	1.03

※（）は、内数で小人の利用者数

図表 丹原地域デマンド型乗合タクシー利用実績推移

（単位：回、人）

年度	運行予定回数 (D)	運行回数 (E)	稼働率 (E/D)	のべ利用者数 (F)	1回当たり 利用者数(F/E)
平成30年度	128	6	4.7%	6(0)	1.0
令和元年度	808	90	11.1%	102(59)	1.1
令和2年度	808	128	15.8%	174(72)	1.4

※ 平成30年度は、平成31年2月及び3月の2か月間

※（）は、内数で小人の利用者数

(4) 運行経費

図表 丹原地域デマンド型乗合タクシー運行経費推移

（単位：円）

年度	運行費用 (G)	運賃収入 (H)	支払額 (I=G-H)	収支率 (H/G)	1人当たり 助成額(I/F)
平成30年度	16,010	3,000	13,010	18.7%	2,168.3
令和元年度	172,170	36,250	135,920	21.1%	1,332.5
令和2年度	241,770	69,000	172,770	28.5%	992.9
令和3年度	201,130	40,750	160,380	20.3%	1,347.7

※ 平成30年度は、平成31年2月及び3月の2か月間

4 山間部交通不便地域移動助成事業

山間部交通不便地域に居住する高齢者を対象としたタクシー料金に対する助成を行った。

(1) 申請件数（令和４年３月末日現在）

- 申請世帯数 ４世帯
- 対象世帯数 ２０世帯

(2) 事業概要

- 利 用 条 件 以下のすべての条件に該当する世帯を対象とする。
 - ・ 住民登録のある７５歳以上の在宅高齢者が同居する世帯
 - ・ 振興山村の指定地域（旧大保木村、旧加茂村、旧千足山村及び旧桜樹村）に居住する世帯
 - ・ 路線バスのバス停から半径４００ｍ外又はバス路線から左右４００ｍ外に居住する世帯
 - ・ 市税等の滞納がない世帯
- 助 成 額 年間１２，０００円/世帯（助成券１，０００円×１２枚）

(3) 利用実績

- 利 用 世 帯 数 ２世帯
- 利 用 件 数 ５件

図表 山間部交通不便地域移動助成実績推移

（単位：円）

年度	利用件数	利用時運賃 ①		市助成額 ②		利用者負担額 ①－②	
			１件当たり		１件当たり		１件当たり
平成２９年度	１６件	67,470	4,216.9	42,000	2,625.0	25,470	1,591.9
平成３０年度	１３件	53,810	4,139.2	33,000	2,538.5	20,810	1,600.8
令和元年度	１６件	52,600	3,287.5	28,000	1,750.0	24,600	1,537.5
令和２年度	６件	31,850	5,308.3	18,000	3,000.0	13,850	2,308.3
令和３年度	５件	19,420	3,884.0	15,000	3,000.0	4,420	884.0

5 地域公共交通確保維持改善事業

市内を運行する路線バス（対象路線：保井野線、西之川線）に対し、国土交通省が実施する地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用していることから、事業実施に必要な以下の計画認定及び事業評価を実施した。

- 令和4年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定
- 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の事業評価

《地域内フィーダー系統補助の概要》

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行費用についての支援制度。

西条市地域公共交通網形成計画における 評価指標の達成状況について

基本方針 1 住みやすさを実感できる移動サービスの充実

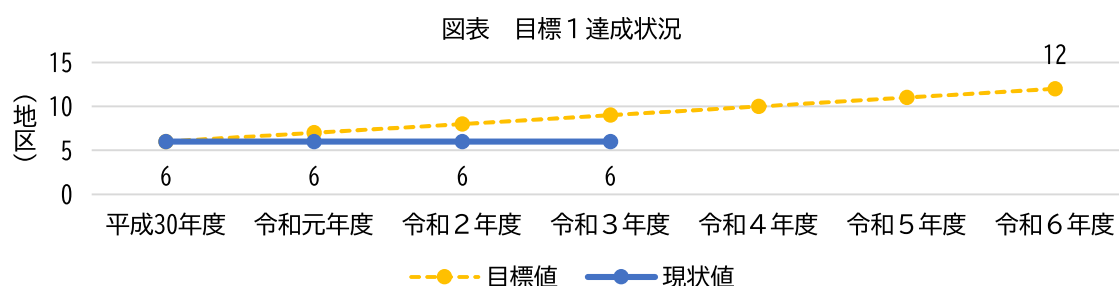
○ 目標 1 市域を網羅する交通ネットワークの形成

【評価指標】交通空白地の解消地区数

【算出方法】交通空白地の解消地区数（概ね小学校区）

【現状値】 6 地区（平成 30 年度）

【目標値】 12 地区（令和 6 年度）



目標 1 分析

○ 令和 3 年度において新たにデマンド型乗合タクシー等を導入した地区はないため、指標値は前年度実績から増減しなかった。

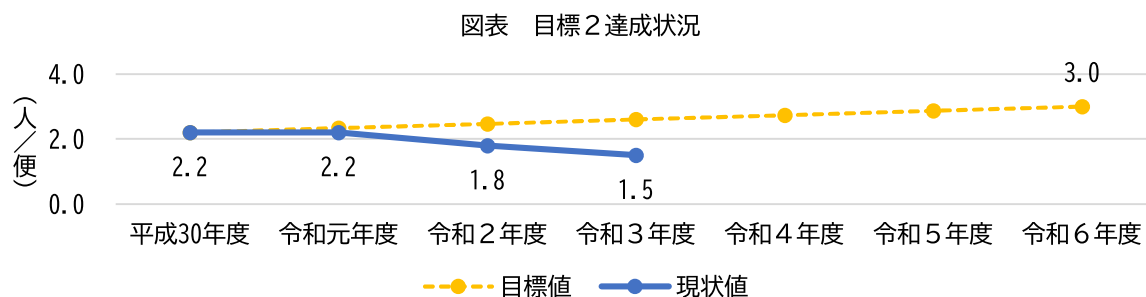
○ 目標 2 住民ニーズに対応した移動サービスの提供

【評価指標】市内バス路線の 1 便あたり輸送人員（1 日平均）

【算出方法】市内バス路線の年間輸送人員総数÷市内バス路線の年間総運行便数

【現状値】 2.2 人/便（平成 30 年度）

【目標値】 3.0 人/便（令和 6 年度）



図表 市内バス路線1 便当たり輸送人員推移

(単位：人/便)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
禎 瑞 線	2.6	2.9	2.1	1.7			
西 之 川 線	4.7	4.9	4.2	3.6			
加 茂 線	3.9	3.7	2.6				
三 芳 線	1.5	1.5	1.3	1.4			
関 屋 線	2.3	2.3	1.6	1.5			
保 井 野 線	1.8	2.0	1.6	1.4			
壬 生 川 線	1.8	1.7	1.4	1.2			
湯 谷 口 線	0.9	0.9	1.0	0.9			
全 体	2.2	2.2	1.8	1.5			

目標2 分析

- 新型コロナウイルス感染症の影響で路線バス利用者数が減少したことにより、指標値が前年度実績より減少した。

基本方針2 新たな需要の掘り起こしによる公共交通の利用促進

○ 目標3 日常的な公共交通利用の促進

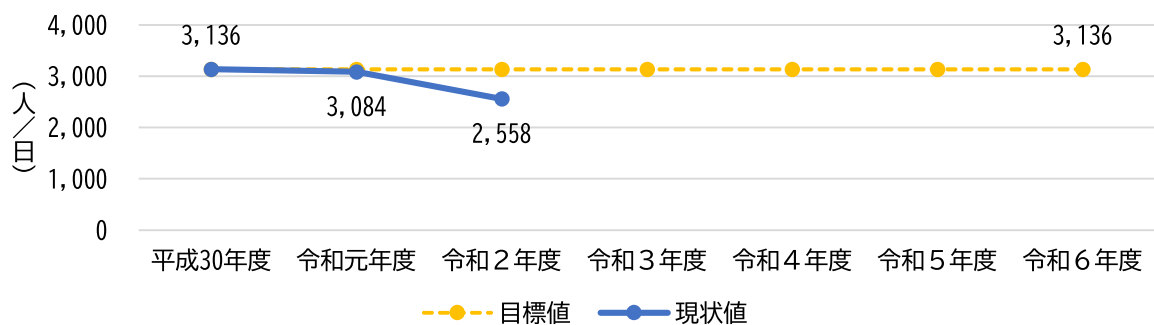
【評価指標】市内バス路線の1日平均輸送人員と市内JR駅の1日平均乗車人員の合計

【算出方法】市内バス路線1日平均輸送人員＋市内JR駅1日平均乗車人員

【現状値】3,136人/日（平成30年度）

【目標値】現状維持

図表 目標3達成状況



図表 市内バス路線輸送人員及び市内ＪＲ駅乗車人員推移

(単位：人/日)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内バス路線輸送人員	170	164	134	102			
市内ＪＲ駅乗車人員	2,966	2,920	2,424	-			
合 計	3,136	3,084	2,558	-			

※ 各年度について、バス路線輸送人員は10月～9月、ＪＲ駅乗車人員は4月～3月での集計値。

※ 令和3年度の現状値は、算出用の実績値を集計中である。集計及び算出完了時期は、7月ごろを予定している。

目標3 分析

※ 実績値集計中のため、完了次第改めて報告予定。

○ 目標4 観光2次交通の充実

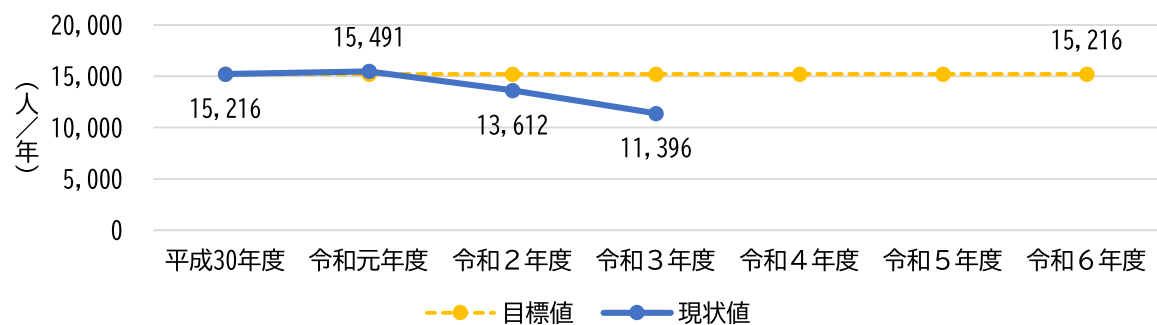
【評価指標】西之川線の年間輸送人員

【算出方法】毎年のバス事業者からの報告

【現状値】15,216人/年（平成30年度）

【目標値】現状維持

図表 目標4達成状況



目標4 分析

○ 新型コロナウイルス感染症の影響で路線バス利用者数が減少したことにより、指標値は前年度実績より減少した。

図表 石鎚登山ロープウェイ利用者数推移（参考）

(単位：人)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者数	60,977	61,532	36,996	40,442			

※ 令和2年3月2日から令和2年5月15日まで運休

基本方針 3 持続可能な交通施策・運行体制の確立

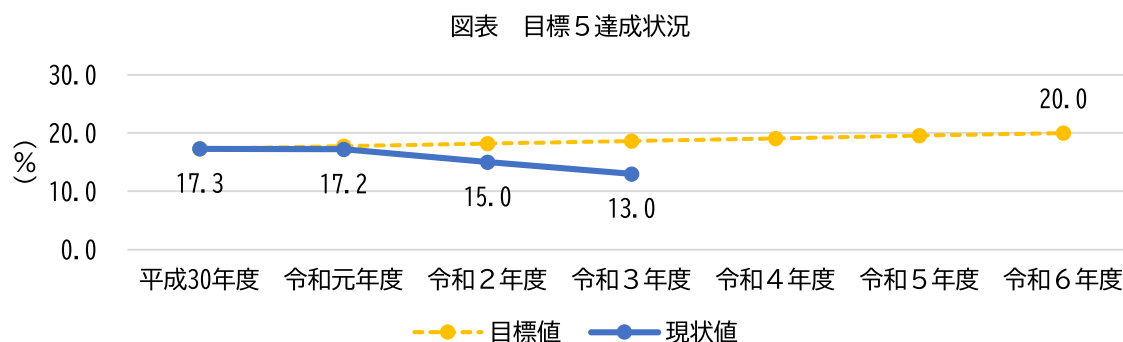
○ 目標 5 効率的なバス運行の実現

【評価指標】 市内バス路線の収支率

【算出方法】 毎年のバス事業者からの報告（経常収益÷補助対象経常費用）

【現 状 値】 17.3%（平成30年度）

【目 標 値】 20.0%（令和6年度）



図表 市内バス路線収支率推移

(単位：%)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
禎 瑞 線	17.1	18.2	14.7	12.9			
西 之 川 線	24.1	23.7	20.9	18.0			
加 茂 線	20.1	19.4	14.8				
三 芳 線	8.0	7.4	7.5	6.4			
関 屋 線	16.1	15.4	11.3	9.5			
保 井 野 線	10.9	11.6	10.5	9.7			
壬 生 川 線	17.8	17.3	15.3	12.5			
湯 谷 口 線	15.4	13.4	15.0	14.6			
全 体	17.3	17.2	15.0	13.0			

目標 5 分析

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、路線バス利用者数が減少したことに伴い、経常収益が減少し、各路線において収支率が低下し、指標値は前年度実績より減少した。

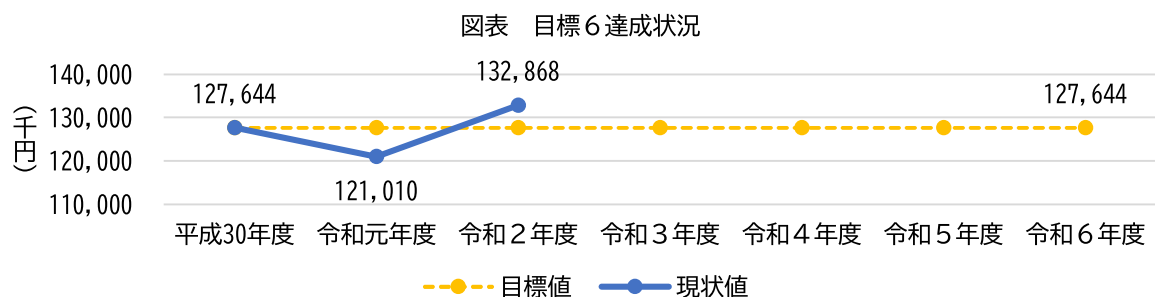
○ 目標 6 行政負担の抑制

【評価指標】西条市の公共交通関連負担額

【算出方法】毎年のバス事業者からの報告（補助申請額）及び担当課資料

【現 状 値】127,644千円/年（平成30年度）

【目 標 値】現状維持



図表 西条市の公共交通関連負担額推移

（単位：千円）

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
路線バス運行費補助金	100,091	95,348	111,669	120,409			
瀬戸内運輸（株）	45,367	43,873	59,790	63,851			
せとうち周桑バス（株）	54,724	51,475	51,879	56,558			
デマンド型乗合タクシー運行費	485	558	963	1,380			
加茂地区	472	422	790	1,060			
丹原地域	13	136	173	160			
いきいきバス	10,996	11,390	8,380	-			
山間部交通不便地域移動助成	33	28	18	15			
高齢者タクシー利用助成	16,039	13,686	11,838	-			
合 計	127,644	121,010	132,868	-			

※ 単位未満の端数は、四捨五入にて処理しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

※ 令和2年度の現状値は、算出用の実績値を集計中である。集計及び算出完了時期は、6月ごろを予定している。

目標 6 分析

※ 実績値集計中のため、完了次第改めて報告予定。

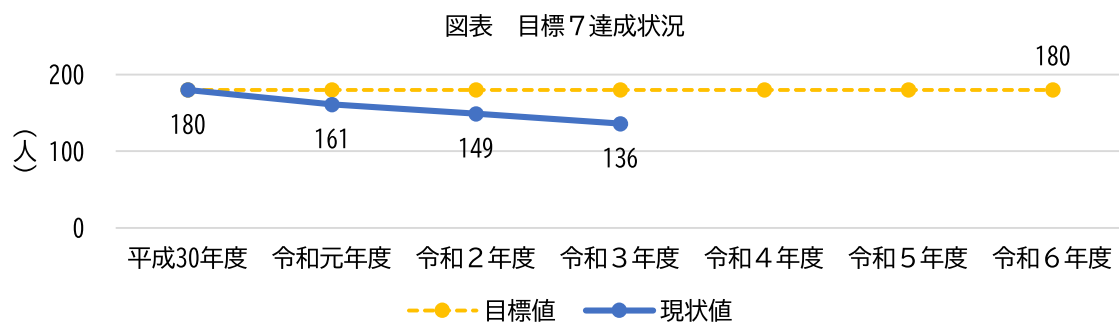
○ 目標 7 公共交通の担い手確保

【評価指標】 交通事業者のドライバー数

【算出方法】 バス・タクシー事業者への調査

【現 状 値】 180人（平成30年度）

【目 標 値】 現状維持



図表 交通事業者のドライバー数推移

（単位：人）

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
バス事業者	66	66	63	63			
タクシー事業者	114	95	86	73			
合 計	180	161	149	136			

目標 7 分析

○ 特にタクシー事業者において減少が見られ、指標値は前年度実績より減少した。

令和３年度 西条市地域公共交通活性化協議会 収支決算書

【歳入】

(単位：円)

款 項 目	予算額(A)	決算額(B)	差額(A-B)	備考
1 負担金				
1 負担金				西条市負担金
1 負担金	6,831,000	4,495,528	2,335,472	
2 補助金				
1 補助金				
1 補助金	0	0	0	
3 繰越金				
1 繰越金				
1 繰越金	3,260,835	3,260,835	0	
4 諸収入				
1 諸収入				利息
1 諸収入	165	42	123	
合 計	10,092,000	(a) 7,756,405	2,335,595	

【歳出】

(単位：円)

款 項 目	予算額(A)	決算額(B)	差額(A-B)	備考
1 運営費	1,007,000	406,829	600,171	
1 会議費				
1 会議費	853,000	388,245	464,755	報償費、旅費
2 事務費				
1 事務費	154,000	18,584	135,416	需用費
2 事業費				
1 事業費				※詳細は、下記事業費内訳参照
1 事業費	6,072,000	3,488,570	2,583,430	
3 予備費				
1 予備費				
1 予備費	3,013,000	0	3,013,000	
合 計	10,092,000	(b) 3,895,399	6,196,601	

(歳入 a) - (歳出 b) 7,756,405 - 3,895,399 = 3,861,006

※ 差引残額については市へ戻入。

※ 事業費内訳

(単位：円)

事業名	予算額(A)	決算額(B)	差額(A-B)	備考
西条市地域公共交通再編実施支援業務委託料	2,302,000	2,002,000	300,000	
加茂地区デマンド型乗合タクシー実証運行費	1,691,000	1,059,820	631,180	
丹原地域デマンド型乗合タクシー実証運行費	1,959,000	160,380	1,798,620	
山間部交通不便地域移動助成事業費	120,000	15,000	105,000	
その他	0	251,370	△ 251,370	助成券・振込手数料等
合 計	6,072,000	3,488,570	2,583,430	

監 査 報 告

令和3年度西条市地域公共交通活性化協議会の会計帳簿及び関係書類について監査した結果、いずれも適正に処理されていることを報告します。

令和4年4月8日

西条市地域公共交通活性化協議会

監事 星加隆夫 

監事 渡部英一 

令和４年度 事業計画書（案）

令和元年度に策定した西条市地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能な西条市の公共交通体系の構築を図ることを目的に、令和４年度の取り組みとして、以下の事業を実施する。

1 西条市地域公共交通再編実施業務

(1) 西条地域デマンド型乗合タクシーの導入

令和３年度に作成した運行計画（案）について、西条市地域公共交通活性化協議会で合意形成を図り、その後、道路運送法上の手続き及び交通事業者との予約受付等の実務的な調整、地域住民への周知を行い、令和４年１０月１日の運行開始に向けて取り組んでいく。運行後は、運行実績の整理を行い、検証を行っていく。

(2) バス路線再編の方向性検討

令和２年度に作成した「バス路線見直しフロー」を基にした再編方針について、関係者と協議を行い、運行効率化、路線廃止又は代替交通手段の導入に向けた検討を行う。

(3) 地域公共交通計画への計画変更

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正（令和２年１１月施行）に伴い、地域公共交通確保維持改善事業の補助を受けるためには、地域内フィーダー系統（バス路線西之川線、保井野線）について、地域公共交通計画に位置づけが必要となることから、計画の変更を行う。

なお、法改正により従来の計画に対対象や内容、位置づけ、実効性の確保のそれぞれの面で拡充され、「地域公共交通網形成計画」から新たな法定計画として「地域公共交通計画」の作成が努力義務化されており、今回の計画見直しのタイミングで、地域公共交通計画で定められている記載事項を満たしているか確認のうえ、地域公共交通計画への変更を行う。

2 加茂地区デマンド型乗合タクシー運行

山間部の加茂地区と市街地を結ぶ地区住民の通院や買い物等の移動手段として運行を継続する。

- 対 象 者 加茂地区在住者
- 運 行 エ リ ア 加茂地区から西条市街地の主要施設を結ぶ区域
- 運 行 日 毎週火曜日（藤之石・千町、川来須 4 回/月、荒川 1 回/2 月）
- 運 行 ダ イ ヤ

便	（市街地→加茂）	（加茂→市街地）	予約受付締切
	出発時間	出発時間	
1 便	<u>7:30</u>	8:30	前日 16:00
2 便	14:30	<u>15:30</u>	当日 13:30

3 丹原地域デマンド型乗合タクシー運行

丹原地域における通院や買い物等の生活移動手段として実証運行を継続する。

- 対 象 者 丹原地域在住者
- 運 行 エ リ ア 丹原地域及びその区域から東予地域の一部施設を結ぶ区間
- 運 行 日 毎週火・水曜日
 - ※ 楠窪及び千原地区は、火曜日と水曜日を週ごとで交互に運行する。（週 1 回運行）

- 運 行 ダ イ ヤ

周桑病院方面行き		保井野・楠窪・千原方面行き	
終点到着時刻	予約受付締切	起点出発時刻	予約受付締切
8:30	前日 16:00	11:30	当日 10:30
14:30	当日 11:30	16:30	当日 15:30

4 山間部交通不便地域移動助成事業

山間部の交通不便地域（バス路線から離れ、交通施策の導入されていない振興山村地域）の高齢者世帯への移動時における助成事業としてタクシー利用券の交付を継続することにより、移動手段の確保を図る。

○ 利 用 条 件 以下のすべての条件に該当する世帯を対象とする。

- ・ 住民登録のある75歳以上の在宅高齢者が同居する世帯
- ・ 振興山村の指定地域（旧加茂村、旧大保木村、旧千足山村）に居住する世帯
旧桜樹村については、丹原地域よりそいタクシーが運行していることから、令和4年度から対象外。
- ・ 路線バスのバス停から半径400m外又はバス路線から左右400m外に居住する世帯
- ・ 市税等の滞納がない世帯

○ 助 成 額 年間12,000円/世帯（額面1,000円×12枚）

5 地域公共交通確保維持改善事業

市内を運行する路線バス（対象路線：保井野線、西之川線）に対し、国土交通省が実施する地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用していることから、事業実施に必要な以下の計画認定及び事業評価を実施する。

○ 令和5年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定

○ 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価

《地域内フィーダー系統補助の概要》

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行費用についての支援制度。

令和4年度 西条市地域公共交通活性化協議会 収支予算書（案）

【歳入】

（単位：円）

款 項 目	本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	備考
1 負担金				
1 負担金				西条市負担金
1 負担金	6,700,000	6,831,000	△ 131,000	
2 補助金				
1 補助金				
1 補助金	0	0	0	
3 繰越金				
1 繰越金				
1 繰越金	0	3,260,835	△ 3,260,835	
4 諸収入				
1 諸収入				利息
1 諸収入	0	165	△ 165	
合 計	6,700,000	10,092,000	△ 3,392,000	

【歳出】

（単位：円）

款 項 目	本年度予算(A)	前年度予算(B)	比較(A-B)	備考
1 運営費	990,000	1,007,000	△ 17,000	
1 会議費				報償費、旅費
1 会議費	867,000	853,000	14,000	
2 事務費				需用費、役務費
1 事務費	123,000	154,000	△ 31,000	
2 事業費				※詳細は、下記事業費内訳参照
1 事業費				
1 事業費	5,710,000	6,072,000	△ 362,000	
3 予備費				
1 予備費				
1 予備費	0	3,013,000	△ 3,013,000	
合 計	6,700,000	10,092,000	△ 3,392,000	

※ 事業費内訳

（単位：円）

事業名	本年度予算(A)	前年度予算(B)	差額(A-B)	備考
西条市地域公共交通再編実施支援業務委託料	2,000,000	2,302,000	△ 302,000	
加茂地区デマンド型乗合タクシー運行費	1,691,000	1,691,000	0	
丹原地域デマンド型乗合タクシー実証運行費	1,959,000	1,959,000	0	
山間部交通不便地域移動助成事業費	60,000	120,000	△ 60,000	
その他	0	0	0	
合 計	5,710,000	6,072,000	△ 362,000	

西条地域デマンド型乗合タクシー運行計画（案）

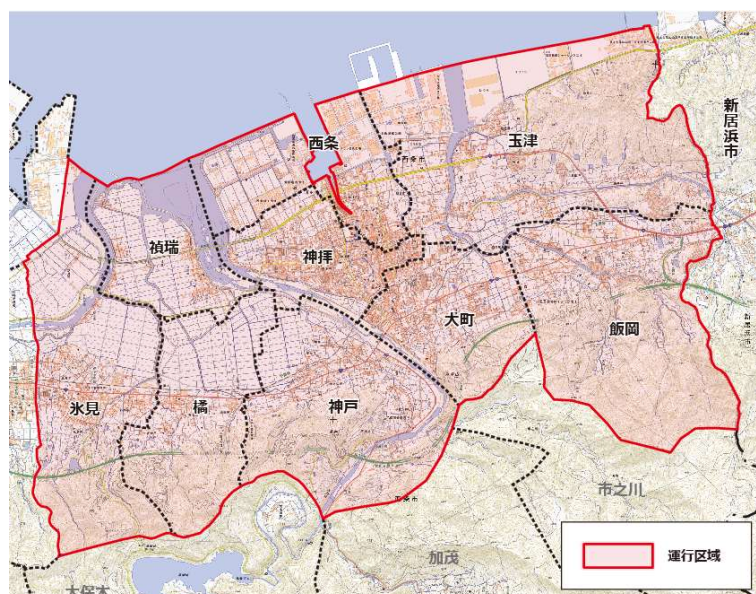
1. 営業区域

営業区域：西条市

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

西条地域の利用は、各運行（営業）区域内に限るとともに、自宅（付近）及び旅客が指定する施設（医療施設・商業施設・公共施設・駅バス停留所・金融機関）間の移動とする。

No	運送の区間	乗降場所
①	玉津・飯岡地区から氷見地区までを運送する。 （下島山甲・下島山乙・玉津・船屋甲・船屋乙・ひうち・飯岡・早川・大浜・朔日市・栄町・東町・大師町・本町・明屋敷・神拝乙・新田・港・明屋敷員外・神拝甲・喜多川・樋之口・古川甲・古川乙・福武甲・福武乙・明神木・大町・津越・中野甲・中野乙・中野丙・中西・洲之内甲・洲之内乙・安知生・禎瑞・西田甲・西田乙・西泉甲・西泉乙・西泉丁・櫛木・野々市・坂元甲・坂元乙・氷見甲・氷見乙・氷見丙・氷見丁・氷見戊・黒瀬乙の一部、古川新開・中西新開・安知生新開・鍋倉新開・西田新開・西田西新開・西泉東新開・西泉西新開・天神・天神甲・氷見東新開・氷見南新開・氷見北新開・氷見西新開・氷見石岡新開・氷見多兵衛新開・氷見蔵井新開・東相生・西相生） 玉津～飯岡～大町～西条～神拝～神戸～橘～禎瑞～氷見	区域内の 交通結節点（バス停留所・駅） 医療施設（病院・診療所・歯科医院） 商業施設（各種小売店・飲食店・理美容室） 公共施設（市役所・公民館・福祉施設・文化スポーツ施設・保育所・幼稚園・小中高等学校等） 金融機関（銀行・信用金庫・農協・郵便局）



▲運行区域図

3. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

西条地域：1 乗車 5 0 0 円（中学生以上）、2 5 0 円（小学生以下）

※未就学児は大人（保護者）1名につき1人無料。

4. 運行日・発車時刻・受付時間・予約時間

No	区域（路線）	運行日	発車時刻	運行時間帯	予約受付時間
①	玉津～飯岡～大町～西条～神拝～ 神戸～橘～禎瑞～氷見	毎週 火曜日 金曜日	9:00	9:00～16:00	前日 16:00 まで
			11:00		前日 16:00 まで
			13:00		当日 10:00 まで
			15:00		当日 10:00 まで

※運行日が 12 月 29 日～1 月 3 日は運休。

5. 運行開始予定日 令和 4 年 10 月 1 日

6. 運行事業者

渡部タクシー株式会社、株式会社アイ・エス・アイ、瀬戸タクシー株式会社

西条市地域公共交通活性化協議会規約

平成 26 年 2 月 24 日
改正 平成 26 年 4 月 30 日
改正 平成 26 年 6 月 5 日
改正 平成 26 年 12 月 5 日
改正 平成 27 年 4 月 28 日
改正 令和 3 年 5 月 6 日

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第 2 条 協議会の事務所は、西条市明屋敷 164 番地西条市役所内に置く。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監事 2 人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員の選任及び職務)

第 6 条 会長は、西条市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 会長は、必要と認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議に付すべき事項を回議することをもって第1項の会議の開催に代えることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

- (1) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 第3条に規定する事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第9条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、西条市公共交通担当課内に事務局を置

く。

2 事務局長は、西条市公共交通担当課長をもって充て、事務局員は、同課の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第13条 協議会の運営に要する資金は、西条市の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第14条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第15条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第6条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年2月24日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 5 月 6 日から施行する。

別表（第４条関係）

条 項	委 員
法第６条第２項第１号	西条市
法第６条第２項第２号	瀬戸内運輸株式会社
	せとうち周桑バス株式会社
	一般社団法人愛媛県バス協会
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会
	四国旅客鉄道株式会社
	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所
	愛媛県東予地方局建設部
法第６条第２項第３号	西条警察署
	西条西警察署
	西条市連合自治会
	西条市老人クラブ連合会
	西条市連合婦人会
	社会福祉法人西条市社会福祉協議会
	一般社団法人西条市医師会
	西条商工会議所
	周桑商工会
	瀬戸内運輸労働組合
	一般社団法人西条市観光物産協会
	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
	愛媛県東予地方局地域産業振興部